

中海(島根県・鳥取県にまたがる汽水湖)や、境水道(島根県および鳥取県に面し、中海と美保湾を結ぶ水道)が航行区域に含まれる遊漁船や小型旅客船等が、中海や境水道又はその近傍で旅客を乗せ、美保湾近傍で事業を行う場合の救命いかだ等(以下、いかだ等)の適用は次のとおりとなります。



### 中海、境水道、美保湾における水温マップの見方について

境水道は、図1では、以下のようになっていることが確認されます。

- ・境水道の一部が、「パネル506(図1における緑色のパネル)」の範囲となっている。
- ・境水道の一部が、いずれの水温パネルの範囲にもなっていない。

一方で、図2に示すとおり、境水道は、その全域が港則法上の港域内にあるため、この港則法上の港域内は、水温パネルがかかっている・かかっていないにかかわらず、また水温に関係なく(水温10度未満であっても)、いかだの搭載は適用外の水域となります。(境水道は全域が港則法上の港域となっているため、同水道の一部にかかっている「パネル506」は考慮不要です。)

### 想定される航行区域について

船舶検査証書(以下、証書)の航行区域に応じて、以下の4つの場合が想定されます。

- ① 証書に記載されている航行区域が、中海側においては、港則法の港域の範囲にある場合で、32号平水(美保湾)以内までの航行の用に供する場合  
(=検査証書上の航行区域が「平水区域」で、中海側にあつては、港則法の港域の範囲までに制限されている場合)  
⇒ 年間を通して、いかだ等は不要となります。(水温が10度未満の場合であっても不要です。)
- ② 証書に記載されている航行区域が、中海側においては港則法の港域の範囲にある場合で、32号平水を越えて航行の用に供する場合  
(=証書上の航行区域が「平水区域」を越えているが、中海側にあつては、港則法の港域の範囲までに制限されている場合)  
⇒ この場合、航行区域が「パネル504鳥取県西部沿岸」の範囲に収まるのであれば同パネルのみで水温条件を判定します。(中海側は、すべて港域内となるため、この場合「湖6\_中海」と、境水道の一部にかかっている「パネル506」は考慮不要です。)  
⇒ もし、日本海側(外海側)にあつて、「パネル506\_島根県東部沿岸」や「503\_鳥取県東部沿岸」のパネルのほうまでの航行を希望する場合は、これらも加えた形で考えます。  
(例:「パネル504」+「パネル506」+「パネル503」)  
⇒ こちらは、現在公開されている国交省HPの検証ツールで、水温条件の判定が可能です。  
[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr8\\_000061.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000061.html)
- ③ 証書に記載されている航行区域が、中海側においては、港則法の港域の範囲外まで含まれる場合で、32号平水以内までの航行の用に供する場合  
(=検査証書上の航行区域は「平水区域」だが、中海側にあつては、港則法の港域の範囲外まで含まれている場合)  
⇒ 水温マップにおける「湖6\_中海」により、水温が10度未満のときは、いかだ等の設置が求められます。具体的には、「12/13~3/20」の期間は、いかだの積付が必要となります。(なお、この間、航行の用に供さなければ、いかだ等は不要です。また、他の特例をもっていかだ等の免除を検討することも可能です。)

- ④ 証書に記載されている航行区域が、中海側においては、港則法の港域の範囲外まで含まれる場合で、32号平水を越えて航行の用に供する場合  
(=検査証書上の航行区域が「平水区域」を越え、中海側にあつては、港則法の港域の範囲外まで含まれている場合)

⇒ この場合、航行区域が、海域早見マップ(水温マップ)において、「パネル504鳥取県西部沿岸」の範囲にある場合は、「湖6中海」+「パネル504鳥取県西部沿岸」とします。(境水道の一部にかかっている「パネル506」部分は、すべて港則法の港域であるため、考慮不要です。)

こちらは、以下の国土交通所ホームページに掲載の検証ツールを活用することで、水温条件の判定が可能です。(「Excel(湖\_6\_中海)」を使用します。)

もし、日本海側(外海側)にあつて、「パネル506\_島根県東部沿岸」や「503\_鳥取県東部沿岸」のパネルのほうまで航行を希望する場合は、これらのパネルも加えた形で、検証ツールを使用して水温条件の判定を行い、いかだ等が必要となる期間を確定します。

(例:「湖6中海」+「パネル504」+「パネル506」+「パネル503」)

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr8\\_000061.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000061.html)

⇒ 中国運輸局ホームページ上で、この検証ツールを使用して複数の水温パネルを組み合わせた水温条件の判定結果の例を掲載していますので、そちらをご参照ください。

(関連)

- 遊漁船、小型旅客船等の母港は「中海の港則法の港域外」にあるが、旅客そのものは、「中海の港則法の港域内」から乗る場合の取扱い

A:当該船の証書上の旅客定員が 12 名以下の場合

検査証書の航行区域が ③の場合でも、その取り扱いは①の赤字となります。

検査証書の航行区域が ④の場合でも、その取り扱いは②の赤字となります。

(旅客定員が 12 名以下の場合、安全設備の義務対象船舶は、遊漁船の適正化に関する法律にいう「遊漁船業の用に供する船舶」及び海上運送法の届出等を行っている事業船となります。このため、どの位置から旅客が乗船し、事業の用に供するかを本件の適用にあたっては、判断する必要があります。今回の場合では、「中海(港則法の港域内)」で旅客が乗船するので、先の場合分けで③の場合であっても、その対応は①の赤字、④の場合であっても、その対応は②の赤字の取扱いになります。)

B:当該船の証書上の旅客定員が 13 名以上の場合

③、④の取扱いとなります。(当該船舶が、遊漁船法にいう遊漁船や、海上運送法の事業船かどうかにかかわらず、旅客定員が 13 名以上の場合、船舶安全法上、一律「旅客船」となり安全設備が適用されます。)

以上